

つくば少年少女サッカー連盟規約

2012年4月22日現在

- 第1条 (名称)
本連盟はつくば少年少女サッカー連盟と称する。
- 第2条 (目的)
本連盟は筑波大学蹴球部及びその関係者と地域クラブが交流し、つくば及びその近郊の地域におけるサッカーの普及とスポーツ文化の振興に寄与することを目的とする。
- 第3条 (活動)
本連盟は前条の目的を達成するために、筑波大学蹴球部及びその関係者の指導のもと以下の活動を行う。
1. リーグ戦
2. カップ戦
3. フェスティバル
4. 合同練習会
5. 指導者及び審判員(有資格者)の育成と研修
6. 筑波大学蹴球部の後援(試合の見学応援等)
7. その他、本連盟の目的達成のために必要な活動
- 第4条 (コーチ料及び審判員料)
コーチ料及び審判員料については、各地域クラブのヘッドコーチ料とコーチ料とは別に次のように定め、本連盟会計により支給する。
1. 総ヘッドコーチ料
2. コーチ料
3. 審判員料
尚、金額については別途定めることとする。
- 第5条 (会員)
本連盟の会員は本連盟に加盟している地域クラブ即ち、谷田部FC、竹園西FC、竹園東FC、乙戸SC、吾妻SC、手代木SC、FC谷井田、二の宮FC、桜南FSC、大穂東SC、サンダーズFC、桜FCの会員からなる。
- 第6条 (役員)
本連盟の運営にあたって以下の役員を置く。役員の任期は全て1年とし再任を妨げない。補充役員の任期は残任期間とする。
1. 顧問(筑波大学蹴球部及びその関係者または地域の有識者から若干名)
2. 総ヘッドコーチ(筑波大学蹴球部及びその関係者から数名)
3. 会長(地域クラブ代表者または地域の有識者から1名)
4. 副会長(筑波大学蹴球部及びその関係者または地域の有識者から若干名)
5. クラブ代表(地域クラブ代表者)
6. 会計(筑波大学蹴球部及びその関係者から2名)
7. 会計監査(地域クラブ代表者から2名)
- 第7条 (会計)
本連盟は会員の年会費、会員内外の寄付金、助成金及び貯金利子によって運営する。大きな備品は積立金をして購入する。積立金は所定の銀行口座で管理する。積立金によって購入した物品は会員に報告し、物品名と番号を記載した物品管理簿で管理する。購入物品は原則として筑波大学蹴球部で保管・管理する。ただし、連盟の所有する物品の借用を希望するチームがある場合は、会長、副会長、総ヘッドコーチの了解を得て貸し出しを認めるものとする。この場合、貸し出された物品は、借用するチームで責任を持って、保管・管理するものとする。
納入された会費は払い戻ししない。
会計年度は年度始めの総会から年度末の総会までとする。
会計決算は会計監査を経て年度末の総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第8条 (会費)
会費は会員1人当りの年会費とする。年会費の額は年度毎に検討して見直すことができる。
尚、金額については別途定めることとする。
納入は、年度毎に6月1日現在の人数分を各クラブで6月30日までに所定の銀行口座に払い込むこととする。
- 第9条 (技術・審判委員会)
日本サッカー協会に有資格者として登録されている指導者と審判員による技術・審判委員会を置き、指導者及び審判員に関する資格の取得講習会と更新研修会等について検討する。
- 第10条 (傷害保険加入)
会員、指導者及び審判員はスポーツ安全保険等の傷害保険に加入する。
- 第11条 (事故責任)
万一発生した事故により損害を受けた場合、いかなる理由であっても、会員、保護者、指導者、審判員及び本連盟に対していっさいの責任を追究しない。
- 第12条 (加盟脱退)
加盟及び脱退は総会で報告する。
- 第13条 (総会)
総会は原則として年度始めと年度末の2回とする。
総会は役員の過半数をもって成立する(委任状を含む)。
議決は出席者の過半数の賛意をもって可決される。
- 第14条 (個人肖像権及び情報の公開)
会員はその肖像権及び情報の公開に関する件は本連盟に一任する。
- 第15条 (規約改正)
本連盟の規約は総会の議決をもって改正することができる。